

学位授与基準に関する申し合わせ

【経済学研究科】

(趣旨)

第 1 条 本学大学院経済学研究科における修士および博士の学位認定の手続きについては、西南学院大学学位規則（以下、学位規則）の定めるもののほか、この申し合わせによる。

(修士論文の申請資格)

第 2 条 修士の学位を申請できる者は、学位規則第 4 条に定めるところによる。

2 修士の学位を申請する者は、学位論文提出前に研究内容に関して指導教授及び下記の審査委員を含む複数の教員から事前評価を受け、その後指導教授から修士論文提出の許可を受けるものとする。

(修士論文の審査委員会)

第 3 条 修士論文の審査及び最終試験は、経済学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において選出された 3 名以上の教員からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員を審査委員に加えることができる。

(修士論文発表会の公開)

第 4 条 修士の学位の申請者は、論文内容の口述発表会を公開で行うものとする。

(修士論文の審査基準等)

第 5 条 審査委員会は、提出された修士論文について査読を行い、その後最終試験にあたる口頭試問を実施し、合議によって合否を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の審査報告に基づいて、研究科委員会が修士の学位認定の判定を行う。

3 提出された修士論文の審査及び最終試験については、西南学院大学大学院学則に定める経済学研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な審査項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

- (1) 研究分野に関する知識の適切性
- (2) 研究テーマおよび研究内容の適切性
- (3) 論旨の明瞭性と文章の完成度

(博士論文の申請資格)

第 6 条 博士の学位を申請できる者は、学位規則第14条及び第22条に定めるところによる。

2 博士の学位を申請する者は、学位論文提出前に研究内容に関して、指導教授及び下記の審査委員を含む複数の教員から事前評価を受け、その後指導教授から博士論文提出の許可を受けるものとする。

(博士論文の審査委員会)

第 7 条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された 3 名以上の教員からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員等

を審査委員に加えることができる。

(博士論文発表会の公開)

第 8 条 博士の学位の申請者は、論文内容の口述発表会を公開で行うものとする。

(博士論文の審査基準等)

第 9 条 審査委員会は、提出された博士論文について査読を行い、その後最終試験にあたる口頭試問を実施し、合議によって合否を決定して研究科委員会に報告する。

2 審査委員会の審査報告に基づいて、研究科委員会が博士の学位認定の判定を行う。

3 提出された博士論文の審査及び最終試験については、西南学院大学大学院学則に定める経済学研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な審査項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

(1) 研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性

(2) 研究の位置づけと貢献内容の明確さ

(3) 論文の体系性と一貫性

(4) 文献参照範囲の適切性

(5) 論旨の明瞭性と文章の完成度

(審査結果の公表)

第10条 博士論文の最終判定及び審査報告書の内容は、決定後すみやかに公表するものとする。

(申し合わせの改廃)

第11条 この申し合わせの改廃は、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が行うものとする。

附 則

この申し合わせは、2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2015（平成27）年1月27日から施行し、2014（平成26）年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、2018（平成30）年1月23日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2023年9月6日から施行し、2023年4月1日から適用する。